

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 小 田 孝次郎

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県飯能市仲町11番21号
ヘリテージ・リゾート飯能 6階 ヘリテージホール
（会場名が昨年と異なっておりますが、開催場所については昨年と変更はございません。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第87期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成21年4月1日から〕
〔平成22年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各国の景気刺激策による需要の下支えや新興国の景気回復により、輸出が徐々に持ち直し企業業績は緩やかに回復に向かう一方で、個人消費は引き続き低迷し雇用情勢にも明るさが見られず、依然厳しい状況が続きました。

当社グループを取り巻く環境は、国内の通信市場が総じて弱含みで推移したものの、デジタル家電市場や自動車市場において電子部品需要が好転、アジア諸国を中心に二輪車需要も急回復いたしました。

このようななか、当連結会計年度の売上高は、概ね回復基調を辿りながらも第1四半期の落ち込みが響き、779億34百万円（前期比8.6%減）となりました。一方、利益面においては労務費の大幅削減や不採算製品の整理、生産体制の見直しなど一連の構造改革効果が本格的に寄与し、営業利益は55億62百万円、経常利益は48億1百万円となりました。当期純損益においては、事業構造改革費用などを特別損失に計上した結果、4億43百万円の損失となりました。

以下、事業区分別の概況についてご報告申しあげます。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は、第1四半期の減収が響き315億35百万円（前期比9.8%減）となりました。その一方で、営業利益は構造改革が奏功し24億1百万円（前期は34億66百万円の損失）と大幅に改善いたしました。

半導体製品は、薄型TVを中心としたデジタル家電市場やインバータ対応の白物家電市場を中心にブリッジダイオード需要が復調、自動車市場においても小型面実装ダイオードの需要が急速に回復いたしました。また、回復の遅れが目立っていた産業機器市場においても、第

3 四半期に入ってダイオード需要が好転し始めるなど、回復の裾野が徐々に広がってまいりました。

機能デバイス製品においては、おもに国内照明市場の低迷により高耐圧パワー I C が減少し、減収となりました。

【機器事業】

機器事業の売上高は、電装製品では増収に転じたもののパワーシステム製品が減少し、416億42百万円（前期比8.1%減）となりました。営業利益は、電装製品の増収に加え構造改革効果が寄与し、57億16百万円（前期比116.8%増）と大幅増益となりました。

パワーシステム製品は、LED照明用電源など新たな電源需要を掘り起こしたものの、国内通信市場がNGN投資の一巡などで振るわず、北米や欧州向けのストレージ装置用電源需要も減少し、減収となりました。一方で、電装製品は、インドネシア、インド、ベトナムなどアジアを中心とした二輪車市場の急回復により、レギュレータなど主力製品の需要が拡大し、増収となりました。

【その他事業】

その他事業につきましては、第3 四半期に入ってアクチュエータ製品が建設機械市場や自動車市場で復調を示したものの、上半期における需要の落ち込みが響き、売上高は47億57百万円（前期比4.1%減）となりました。営業利益は、固定費圧縮など収益改善に努めた結果、3億31百万円（前期比61.6%増）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、第三者割当による新株式の発行35億99百万円とA種優先株式の発行24億99百万円、社債の発行40億円、長期借入金55億13百万円の資金調達を実施いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、28億98百万円です。その主なものは、海外生産移管への対応や維持更新投資によるものであります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別		第84期 平成18年度	第85期 平成19年度	第86期 平成20年度	第87期 (当連結会計年度) 平成21年度
売 上 高	百万円	102,054	100,827	85,239	77,934
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△)	百万円	5,114	△ 2,063	△ 6,548	4,801
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (△)	百万円	2,646	△ 2,627	△13,271	△ 443
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 または 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	円	30.47	△ 30.27	△152.99	△ 4.66
総 資 産	百万円	111,972	105,407	90,620	97,965
純 資 産	百万円	46,010	40,645	23,764	31,829

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490百万円	100.0%	電気機器の製造
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400百万円	100.0	電気機器の製造
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100百万円	100.0	電気機器の製造
新電元デバイス販売株式会社	100百万円	100.0	電気機器の販売
新電元スリーイー株式会社	25百万円	100.0	電気機器の製造
新電元メカトロニクス株式会社	100百万円	60.0	電気機器の製造・販売
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000千THB	100.0	電気機器の製造
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276千USD	100.0	電気機器の製造
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	65,724百万IDR	100.0	電気機器の製造・販売
広州新電元電器有限公司	48,200千CNY	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	100,000千THB	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000千USD	100.0	電気機器の販売
新電元（香港）有限公司	1,500千HKD	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・ユークー・リミテッド	141千EUR	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	108千USD	100.0	電気機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「CREATE THE FUTURE」～次代の新電元を創造する～をスローガンに、平成22年度から平成24年度の3ヵ年を期間とする「第12次中期経営計画」を策定いたしました。中長期にめざす企業像として、“技術と品質で信頼を勝ち取り、誇りあるメーカー”を掲げ、経営方針は「営業力で事業を創り、技術力で価値を創り、品質力で信頼を創る」といたしました。

当中期経営計画におきましては、モビリティ市場や新エネルギー市場へ積極参入を果たす「環境ビジネスのコア事業化」とアジア諸国を中心に新興国市場で事業拡大をめざす「新興国ビジネスの体制構築」を成長戦略の柱に据えております。また、前中期から取り組んでまいりました構造改革を「改革の日常化」として定着させ、引き続き「経営品質の底上げ」を図り、より強固な経営基盤を確立してまいります。

これらの取り組みにより、当中期最終年度には、連結売上高1,000億円、連結営業利益率7%以上、連結当期純利益41億円（過去最高益）の達成をめざしてまいります。

当社グループは、成長戦略の実現と飽くなき事業効率の追求により、安定した収益性と恒常的なキャッシュ創出力を身につけていくことにより、企業価値の最大化、ひいては株主の皆様共同の利益確保・向上に繋げてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、MOSFET、高耐圧パワーIC、省電力型電源用IC、DC-DCコンバータIC
機器	通信機器用電源装置、電力集中監視システム、情報機器用電源、LED照明用電源、インバータ、車載用電装品、DC/DCコンバータ
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場（平成22年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国 内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 飯能工場（埼玉県飯能市）
	海 外	ソウル営業所（大韓民国） バンコク事務所（タイ王国）
子 会 社	国 内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元デバイス販売株式会社（東京都千代田区） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元メカトロニクス株式会社（埼玉県飯能市）
	海 外	ランブーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユークー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）

（注） 平成21年6月29日付、当社ソウル営業所を移転いたしました。

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
5,093名	847名減

（注） 使用人が前期末に比べて847名減少したのは、おもに構造改革による人員削減によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
962名	61名減	38.68歳	14.60年

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,675百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,937
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	3,937
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,710

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

1. 平成21年5月21日付をもちまして、新電元（上海）電器有限公司（非連結子会社）を設立しております。
2. 上海新電元通信設備有限公司（非連結子会社）は、平成21年5月22日付をもちまして営業を終了し、清算手続中であります。
3. 新電元センサーデバイス株式会社（非連結子会社）は、平成22年3月31日付をもちまして解散し、清算手続中であります。

2. 会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況（平成22年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普 通 株 式	310,000,000株
	A種優先株式	50,000,000株
	B種優先株式	50,000,000株
② 発行済株式の総数	普 通 株 式	103,388,848株
	A種優先株式	11,362,000株
	B種優先株式	—
③ 株 主 数	普 通 株 式	9,155名
	A種優先株式	4名
	B種優先株式	—
④ 大 株 主（上位10名）		

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況			
	持 株 数			持株比率
	普 通 株 式	A種優先株式	合 計	
中 央 不 動 産 株 式 会 社	11,618千株	1,818千株	13,436千株	11.74%
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	13,363	—	13,363	11.68
東 京 センチュリーリース株式会社	500	6,818	7,318	6.39
安 藤 建 設 株 式 会 社	2,881	1,363	4,244	3.71
日 本 トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	4,072	—	4,072	3.56
株式会社損害保険ジャパン	3,803	—	3,803	3.32
資産管理サービス信託銀行株式会社 （みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口）	3,389	—	3,389	2.96
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	3,255	—	3,255	2.84
バンク オブ ニューヨーク ジェシーエム クライアント アカウント ジェイビーアールデイ アイエスジ エ フ ィ ー ー エ イ シ ー	2,531	—	2,531	2.21
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社（信託口）	2,029	—	2,029	1.77

- (注) 1. 平成21年9月25日付第三者割当増資により普通株式の発行済株式の総数が16,361,000株増加しております。
2. 平成21年10月29日付第三者割当増資によりA種優先株式の発行済株式の総数が11,362,000株増加しております。
3. 持株比率は自己株式（普通株式314,520株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

- ① 取締役および監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における位 地	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 田 孝次郎	
常 務 取 締 役 (常務執行役員)	今 野 雅 次	営業管掌 兼 SPISプロジェクト・VQプロジェクト担当
常 務 取 締 役 (常務執行役員)	森 川 雅 人	技術・生産・資材管掌
取 締 役 (常務執行役員)	浅 野 昇	工場長 兼 人事・工場管理・環境管理・研修センター担当
取 締 役 (上席執行役員)	友 繁 渉	技術開発センター長 兼 知的財産室長 兼 品質管理担当
取 締 役 (執行役員)	荒 幡 義 光	経理・総務・内部監査担当
取 締 役 (執行役員)	鈴 木 吉 憲	経営企画室長
常 勤 監 査 役	山 田 弘 之	
監 査 役	内 海 基 二	中央不動産株式会社代表取締役会長
監 査 役	三 宅 雄一郎	弁護士

- (注) 1. 監査役内海基二および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	8 名	96百万円
監 査 役	3	28
合 計	11	124

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成元年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額250万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額600万円以内と決議いただいております。

4. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成21年6月26日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

5. 上記のうち、社外役員（社外監査役）に対する報酬等の総額は2名1200万円であります。

6. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、平成21年6月26日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金打切り支給額を以下のとおり支給しております。

・ 退任取締役1名 600万円

7. 平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

・ 取締役3名 2590万円

・ 監査役3名 940万円（うち社外監査役2名 190万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役内海基二氏は、中央不動産株式会社の代表取締役会長を兼務しております。中央不動産株式会社は当社の大株主であります。

ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

取締役会は13回開催され、監査役内海基二氏が12回、監査役三宅雄一郎氏が13回出席し、それぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は15回開催され、監査役内海基二氏が14回、監査役三宅雄一郎氏が15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報 酬 等 の 額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	52百万円	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社は、新日本有限責任監査法人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である「英文財務諸表の監査」を委託しております。
3. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、平成18年5月12日の取締役会にて決議いたしました。その後、平成21年3月13日の取締役会において、以下のとおり改定しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - 1) 取締役および使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
 - 2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
 - 3) 執行役員制度により、取締役の職務執行（意思決定・監督）機能と執行役員の職務執行（業務執行）機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
 - 4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - 5) 内部監査室により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
 - 6) 通報者を保護した内部通報制度（企業倫理ホットライン／社内および社外の相談窓口）により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査および再発防止の徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書または電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- 1) 会社における個々の損失の危険（環境、災害、品質、輸出管理等のリスク）については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防および事後対応策の検討ならびに実行、教育、監査等の活動を行います。
- 2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
- 3) 内部監査室により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- 1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
- 2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定および監督機能に注力します。
- 3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- 1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
- 2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門および各種委

員会を通じて子会社と一体となった運営を行います。

3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。

4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。

5) 企業集団としての内部通報制度（企業倫理ホットライン）により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課および人事異動については監査役監査基準（規定）の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況（守秘義務に配慮）、予め監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。

2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。

3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

- 1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
- 2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者及び当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様が株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものものないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務及び事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、「CREATE THE FUTURE」～次代の新電元を創造する～をスローガンに、平成22年度から平成24年度の3ヵ年を期間とする「第12次中期経営計画」を策定いたしました。中長期にめざす企業像として、“技術と品質で信頼を勝ち取り、誇りあるメーカー”を掲げ、経営方針は「営業力で事業を創り、技術力で価値を創り、品質力で信頼を創る」といたしました。

当中期経営計画におきましては、モビリティ市場や新エネルギー市場へ積極参入を果たす「環境ビジネスのコア事業化」とアジア諸国を中心に新興国市場で事業拡大をめざす「新興国ビジネスの体制構築」を成長戦略の柱に据えております。また、前中期から取り組んでまいりました構造改革を「改革の日常化」として定着させ、引き続き「経営品質の底上げ」を図り、より強固な経営基盤を確立してまいります。

これらの取り組みを軸とする成長戦略の実現と飽くなき事業効率の追求により、安定した収益性と恒常的なキャッシュ創出力を身につけていくことにより、企業価値の最大化、ひいては株主の皆様共同の利益確保・向上に繋げてまいります。

2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成19年5月30日の当社取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本方針」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の当社第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

本方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本方針は、平成22年6月開催予定の当社第86回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において期限を迎えることとなりますが、導入後の情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、その内容について更なる検討を進め、本総会において株主の皆様の承認をいただけることを条件に、一部を変更し継続する予定であります。

連結貸借対照表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	97,965	(負 債 の 部)	66,136
流 動 資 産	61,441	流 動 負 債	26,828
現 金 及 び 預 金	23,882	支払手形及び買掛金	16,257
受取手形及び売掛金	20,683	短 期 借 入 金	7,834
た な 卸 資 産	14,735	未 払 法 人 税 等	310
繰 延 税 金 資 産	219	賞 与 引 当 金	498
そ の 他	2,262	リ ー ス 債 務	446
貸 倒 引 当 金	△ 341	そ の 他	1,481
固 定 資 産	36,524	固 定 負 債	39,307
有形固定資産	23,415	社 債	12,000
建 物 及 び 構 築 物	9,123	長 期 借 入 金	17,447
機械装置及び運搬具	6,151	繰 延 税 金 負 債	572
土 地	4,875	退 職 給 付 引 当 金	7,251
リ ー ス 資 産	1,743	役員退職慰労引当金	69
建 設 仮 勘 定	462	リ ー ス 債 務	1,469
そ の 他	1,060	そ の 他	497
無形固定資産	590		
ソ フ ト ウ ェ ア	374	(純 資 産 の 部)	31,829
リ ー ス 資 産	22	株 主 資 本	31,663
そ の 他	193	資 本 金	17,823
投資その他の資産	12,517	資 本 剰 余 金	13,555
投 資 有 価 証 券	10,324	利 益 剰 余 金	390
繰 延 税 金 資 産	1,370	自 己 株 式	△ 105
そ の 他	900	評価・換算差額等	△ 270
貸 倒 引 当 金	△ 77	その他有価証券評価差額金	873
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 1,144
		少数株主持分	436
資 産 合 計	97,965	負債及び純資産合計	97,965

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔自 平成21年4月1日〕
〔至 平成22年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	77,934
売 上 原 価	62,350
売 上 総 利 益 金 額	15,583
販売費及び一般管理費	10,021
営 業 利 益 金 額	5,562
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	52
受 取 配 当 金	125
雑 収 益	992
	1,169
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	794
雑 損 失	1,136
	1,930
経 常 利 益 金 額	4,801
特 別 損 失	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,570
減 損 損 失	554
投 資 有 価 証 券 評 価 損	167
関 係 会 社 整 理 損	119
	2,412
税金等調整前当期純利益金額	2,389
法人税、住民税及び事業税	827
法 人 税 等 調 整 額	1,937
	2,765
少 数 株 主 利 益	67
当 期 純 損 失 金 額	443

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成21年4月1日〕
〔至 平成22年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日 残高	14,773	13,981	△ 2,640	△ 103	26,010
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	3,049	3,049			6,099
資本剰余金から利益剰余金への振替		△ 3,475	3,475		
当 期 純 損 失 金 額			△ 443		△ 443
自 己 株 式 の 取 得				△ 2	△ 2
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	3,049	△ 426	3,031	△ 1	5,653
平成22年3月31日 残高	17,823	13,555	390	△ 105	31,663

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年3月31日 残高	△ 1,237	△ 1,382	△ 2,620	373	23,764
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					6,099
資本剰余金から利益剰余金への振替					
当 期 純 損 失 金 額					△ 443
自 己 株 式 の 取 得					△ 2
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,111	238	2,349	62	2,412
連結会計年度中の変動額合計	2,111	238	2,349	62	8,065
平成22年3月31日 残高	873	△ 1,144	△ 270	436	31,829

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数……………18社

主要な連結子会社の名称……………(株)秋田新電元

(株)東根新電元

(株)岡部新電元

ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド

シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称……………(株)新電元ロジステック

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社6社は、いずれも小規模会社で、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の数

関連会社……………1社

ナピーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッド

② 持分法を適用しない非連結子会社等及び関連会社

非連結子会社……………(株)新電元ロジステック

持分法を適用しない理由……………持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(3) 会計処理基準に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社……………主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。なお、連結子会社で一部最終仕入に基づく原価法を採用しております。

在外連結子会社……………主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

(会計方針の変更)

提出会社の一部機器部門のたな卸資産については、従来、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価していましたが、標準化・量産化された製品・仕掛品については、生産管理システムの見直しに伴い、当連結会計年度より総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により算定しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、一部在外連結子会社は定額法を採用しております。耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

〔重要な引当金の計上基準〕

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号 平成20年７月31日）を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、損益への影響はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づき必要額を計上しております。

[その他連結計算書類の作成のための重要な事項]

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金の利息

ヘッジ方針

有利子負債の将来の市場金利の変動による損失を軽減する目的で金利スワップ取引を利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法については、税抜方式によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保提供資産の内容及びその金額……………有形固定資産 3,012百万円

担保に係る債務の金額……………短期借入金 536百万円

長期借入金 66百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額 73,830百万円

(3) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務 208百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 103,388千株
A種優先株式 11,362千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当なし

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	A種優先株 株 式	73百万円	資本剰余金	6円49銭8厘	平成22年3月31日	平成22年6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。資金運用は、一時的な余資を、安全性の高い短期の金融資産にて運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。有価証券および投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替相場の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金、社債、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後7年内であります。このうち一部は市場の金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替相場変動リスクを回避、軽減することを目的として、外貨建債権債務の残高の範囲内で為替予約取引などを利用しております。また、金融資産、負債に係る将来の市場金利変動リスクを回避、軽減することを目的として、金融資産、負債の残高の範囲内で金利スワップ取引を利用しております。為替予約取引は、為替相場の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引は、市場の金利変動リスクに晒されてお

ります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などについては、前述の「[その他連結計算書類の作成のための重要な事項] ① 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行などに係るリスク）の管理

当社は、営業債権管理規則に従い、営業債権について、営業部門及び経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、営業債権管理規則に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関と取引を行っているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

- ・市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、デリバティブ管理規定のなかで基本方針、実行手続、取引限度額などが定められており、これに基づき、取引の実行、管理は経理部で行っております。また、四半期毎に取締役会にて当該取引の状況報告を行っております。連結子会社についても、デリバティブ管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、適宜保有状況の見直しをしております。また、時価のある株式は四半期毎に時価の把握を行っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	23,882	23,882	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,683	20,683	—
(3) 投資有価証券	9,429	9,429	—
資産計	53,995	53,995	—
(1) 支払手形及び買掛金	16,257	16,257	—
(2) 短期借入金	7,834	7,834	—
(3) リース債務（流動負債）	446	446	—
(4) 未払法人税等	310	310	—
(5) 社債	12,000	11,960	△ 39
(6) 長期借入金	17,447	17,537	90
(7) リース債務（固定負債）	1,469	1,330	△138
負債計	55,765	55,677	△ 87
デリバティブ取引（＊）	(36)	(36)	—

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはその他有価証券として保有する株式からなり、当該株式の時価は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) リース債務（流動負債）、
(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債、(7) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、為替予約取引については先物為替相場に、通貨オプション取引については取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6) 参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額894百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

6. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額……………279円60銭
- (2) 一株当たり当期純損失金額……………4円66銭

7. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用 途	種 類	場 所	減損損失(百万円)
デバイス製品製造設備	建 物 ・ 構 築 物	秋田県由利本荘市	107
機器製品製造設備	建 物 ・ 構 築 物 等	埼玉県飯能市等	371
賃 貸 不 動 産	建 物 ・ 構 築 物	山 梨 県 甲 府 市	58
遊 休 資 産	土 地	千 葉 県 勝 浦 市	17

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

デバイス製品製造設備、機器製品製造設備、賃貸不動産については当連結会計年度において、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。遊休資産については時価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種 類	金 額（百万円）
建 物 及 び 構 築 物	349
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	102
土 地	17
そ の 他	84
合 計	554

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分を基礎とし、製造工程の類似性等によるキャッシュ・フローの相互補完性を加味して資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

デバイス製品製造設備、機器製品製造設備、賃貸不動産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、時価の算定方法については主として不動産鑑定評価額にて算定しております。遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、時価の算定方法については不動産鑑定評価額にて算定しております。

貸 借 対 照 表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	89,896	(負 債 の 部)	60,891
流 動 資 産	59,668	流 動 負 債	24,697
現 金 及 び 預 金	17,638	支 払 手 形	617
受 取 手 形	203	買 掛 金	10,533
売 掛 金	24,757	短 期 借 入 金	6,794
製 品	2,133	未 払 金	1,295
半 製 品	558	未 払 法 人 税 等	130
材 料	2,692	未 払 費 用	380
仕 掛 品	1,257	前 受 金	2
前 払 費 用	38	前 受 収 益	0
関係会社短期貸付金	3,542	預 り 金	4,289
未 収 入 金	6,076	設 備 関 係 支 払 手 形	71
未 収 消 費 税 等	988	賞 与 引 当 金	255
そ の 他	88	リ ー ス 債 務	313
貸 倒 引 当 金	△ 306	そ の 他	11
固 定 資 産	30,228	固 定 負 債	36,193
有形固定資産	9,723	社 債	12,000
建 物	2,871	長 期 借 入 金	17,190
構 築 物	277	退 職 給 付 引 当 金	4,755
機 械 及 び 装 置	1,504	繰 延 税 金 負 債	572
車 両 運 搬 具	0	リ ー ス 債 務	1,270
工 具 器 具 備 品	288	そ の 他	405
土 地	3,066	(純資産の部)	29,005
リ ー ス 資 産	1,435	株 主 資 本	28,127
建 設 仮 勘 定	279	資 本 金	17,823
無形固定資産	453	資 本 剰 余 金	13,555
施 設 利 用 権	0	資 本 準 備 金	6,031
電 話 加 入 権	20	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,524
ソ フ ト ウ ェ ア	300	利 益 剰 余 金	△ 3,145
リ ー ス 資 産	22	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 3,145
そ の 他	108	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 3,145
投資その他の資産	20,051	自 己 株 式	△ 105
投 資 有 価 証 券	9,507	評 価 ・ 換 算 差 額 等	877
関 係 会 社 株 式	5,430	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	877
関 係 会 社 出 資 金	704		
長 期 貸 付 金	97		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,882		
長 期 前 払 費 用	48		
そ の 他	417		
貸 倒 引 当 金	△ 38		
合 計	89,896	合 計	89,896

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 平成21年 4 月 1 日〕
〔至 平成22年 3 月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	71,678
売 上 原 価	62,916
売 上 総 利 益 金 額	8,762
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,944
営 業 利 益 金 額	1,817
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	689
雑 収 益	963
1,653	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	776
雑 損 失	1,108
1,884	
経 常 利 益 金 額	1,586
特 別 損 失	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,710
減 損 損 失	647
投 資 有 価 証 券 評 価 損	167
関 係 会 社 整 理 損	119
2,645	
税 引 前 当 期 純 損 失 金 額	1,059
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	90
法 人 税 等 調 整 額	1,996
2,086	
当 期 純 損 失 金 額	3,145

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成21年4月1日〕
〔至 平成22年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自己株式
	資本金	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成21年3月31日残高	14,773	13,981	—	13,981	1,246	8,278	△13,000	△ 3,475	△ 103
当期中の変動額									
新株の発行	3,049	3,049		3,049					6,099
資本準備金から その他資本剰余金への振替		△11,000	11,000						
利益準備金から その他利益剰余金への振替					△ 1,246		1,246		
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替			△ 3,475	△ 3,475			3,475	3,475	
別途積立金の取崩						△ 8,278	8,278		
当期純損失金額							△ 3,145	△ 3,145	△ 3,145
自己株式の取得									△ 2
自己株式の処分			△ 0	△ 0					0
株主資本以外の項目の当期中 の変動額（純額）									
当期中の変動額合計	3,049	△ 7,950	7,524	△ 426	△ 1,246	△ 8,278	9,854	329	△ 1
平成22年3月31日残高	17,823	6,031	7,524	13,555	—	—	△ 3,145	△ 3,145	△ 105

	評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	その 他 有 価 証 券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	△ 1,233	23,942
当期中の変動額		
新株の発行		6,099
資本準備金から その他資本剰余金への振替		
利益準備金から その他利益剰余金への振替		
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替		
別途積立金の取崩		
当期純損失金額		△ 3,145
自己株式の取得		△ 2
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の当期中 の変動額（純額）	2,111	2,111
当期中の変動額合計	2,111	5,062
平成22年3月31日残高	877	29,005

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

半製品、材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下による簿価切り下げの方法に
より算定）

製品、仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下による簿価切り下げの方法に
より算定）

ただし、機器部門の一部は個別法による原
価法（貸借対照表価額は収益性の低下によ
る簿価切り下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

一部機器部門のたな卸資産については、
従来、個別法による原価法（貸借対照表
価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法により算定）で評価しておりました
が、標準化・量産化された製品・仕掛
品については、生産管理システムの見直
しに伴い、当事業年度より総平均法によ
る原価法（貸借対照表価額は収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算

定)により算定しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

耐用年数は法人税法に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、損益への影響はありません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法については、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額	24,405百万円
(2) 関係会社等の金融機関からの借入に対する保証債務	1,484百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	18,092百万円
関係会社に対する短期金銭債務	10,263百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	32,614百万円
(2) 関係会社からの仕入高	42,754百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	4,282百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数	314千株
--------	-------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因……その他有価証券評価差額金

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科 目	期末残高
子会社	新電元（香港）有限公司	100%	当社製品の販売等	売 上	7,407	売 掛 金	3,038
子会社	新電元デバイス販売㈱	100%	当社製品の販売等	売 上	6,282	売 掛 金	2,630
子会社	ピーティー・シンデンゲン・ インドネシア	100%	当社製品の製造・ 販 売 等	売 上	5,230	売 掛 金	1,200
子会社	シンデンゲン（タイランド）・カ ンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・ 販 売 等	売 上 有 償 支 給	2,976 3,789	売 掛 金 未 収 入 金	1,274 1,744
子会社	シンデンゲン・シンガポール・ ピーティーイー・リミテッド	100%	当社製品の販売等	売 上	2,830	売 掛 金	1,083
子会社	㈱ 秋 田 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	11,339	買 掛 金	1,472
				資 金 の 貸 付	3,930	短期貸付金	1,075
				〃	—	長期貸付金	1,980
				関 係 会 社 支 援	380	—	—
子会社	㈱ 岡 部 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	12,223	買 掛 金	1,326
				資 金 の 預 り	2,369	預 り 金	3,712
				関 係 会 社 支 援	290	—	—
子会社	㈱ 東 根 新 電 元	100%	当社製品の製造等	資 金 の 貸 付	1,597	短期貸付金	1,483
				〃	—	長期貸付金	1,520
				関 係 会 社 支 援	300	—	—
				債務保証（注2）	996	—	—
子会社	新電元スリーイー㈱	100%	当社製品の製造等	関 係 会 社 支 援	450	—	—
子会社	ランブーン・シンデンゲン・ カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・ 販 売 等	有 償 支 給	3,545	未 収 入 金	1,807
関 連 会 社	ナビノ・オート・アンド・エレ クトロニクス・リミテッド	22.5%	当社製品の製造・ 販 売 等	売 上 高	4,347	売 掛 金	1,185

取引条件及び取引条件の決定方針

（注1） 市場価格等を勘案して一般の取引の条件と同様に決定しております。

（注2） 銀行借入に係る債務保証を行っております。

7. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額……………256円43銭
- (2) 一株当たり当期純損失金額…………… 33円06銭

8. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 (百万円)
機器製品製造設備	機械装置等	埼玉県飯能市	189
賃貸不動産	建物、土地等	山梨県甲府市	440
遊休資産	土地	千葉県勝浦市	17

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

機器製品製造設備及び賃貸不動産については、当事業年度において、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。遊休資産については時価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種 類	金 額 (百万円)
建物及び構築物	89
機械装置及び運搬具	84
土地	399
その他	73
合 計	647

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、管理会計上の区分を基礎とし、製造工程の類似性等によるキャッシュ・フローの相互補完性を加味して資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

機器製品製造設備及び賃貸不動産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、時価の算定方法については主として不動産鑑定評価額にて算定しております。遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、時価の算定方法については不動産鑑定評価額にて算定しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月19日

新 電 元 工 業 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 治 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 倉 要 介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 澤 正 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 治 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 倉 要 介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 澤 正 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針の内容の概要及び同号ロの各取組みの具体的な内容の概要については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査実施後、監査結果報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムの整備及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みの具体的な内容の概要は、当該基本方針の内容の概要に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5 月24日

新電元工業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 山 田 弘 之 ⑩

監 査 役 内 海 基 二 ⑩

監 査 役 三 宅 雄 一 郎 ⑩

(注) 監査役内海基二及び監査役三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としておりますが、当期は純損失となったことから、誠に遺憾ながら普通株式については無配とさせていただき、A種優先株式につきましては発行時に定めた所定の計算による配当をその他資本剰余金を原資として実施したいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社A種優先株式1株につき金6円49銭8厘 総額73,830,276円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を一部減少し、繰越利益剰余金に振替え、欠損補填いたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 3,145,617,447円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,145,617,447円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	もりかわ まさと 森川 雅人 (昭和23年3月24日)	昭和45年4月 当社入社 平成10年6月 取締役 平成14年4月 電子デバイス事業本部長 平成16年4月 パワーシステム事業本部長兼資材・変成器統括センター担当 平成17年6月 常務取締役 平成18年6月 常務取締役兼常務執行役員（現在に至る） 平成20年4月 パワーシステム事業本部長兼資材担当 平成21年2月 技術・生産・資材管掌（現在に至る）	普通株式 48,931株
2	ともしげ わたる 友繁 渉 (昭和23年3月10日)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 電子デバイス事業本部副本部長 平成17年6月 取締役 平成18年4月 電子デバイス事業本部長 平成18年6月 取締役退任 平成18年6月 上席執行役員（現在に至る） 平成19年4月 技術開発本部長兼技術研修センター長 平成20年4月 品質推進本部長 平成20年6月 取締役（現在に至る） 平成21年2月 品質管理担当（現在に至る） 平成21年4月 技術開発センター長兼知的財産担当（現在に至る）	普通株式 21,565株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
3	あらはた よしみつ 荒幡 義光 (昭和29年12月28日)	昭和53年4月 (株)第一勧業銀行入行 平成15年9月 (株)みずほコーポレート銀行ロスアンゼルス支店長 平成18年3月 同行執行役員営業第十一部長 平成20年5月 当社入社理事 平成20年6月 取締役兼執行役員（現在に至る） 平成20年6月 経理・総務・内部監査担当（現在に至る）	普通株式 12,744株
4	すざき よしのり 鈴木 吉憲 (昭和32年5月21日)	昭和57年4月 当社入社 平成11年4月 電子デバイス事業本部半導体事業部デバイス海外営業部長 平成14年4月 電子デバイス事業本部販売事業部営業企画部長 平成17年4月 営業本部共通販売統括室大阪支店長 平成19年4月 電子デバイス事業本部電子デバイス販売事業部長 平成20年6月 執行役員（現在に至る） 平成20年6月 電子デバイス事業本部副本部長 平成21年2月 経営企画室長（現在に至る） 平成21年6月 取締役（現在に至る）	普通株式 13,744株
5 ※	にし ひでみ 西 秀美 (昭和25年4月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成9年3月 シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション取締役社長 平成14年7月 (株)秋田新電元代表取締役社長 平成16年5月 電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室長 平成17年1月 資材部長 平成18年6月 執行役員（現在に至る） 平成19年4月 電子デバイス事業本部副本部長 平成20年4月 (株)東根新電元代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 21,499株

- (注) 1. ※は新任の取締役であります。
2. 各候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 山田弘之氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
よこせ よしひで 横瀬 是秀 (昭和25年5月18日)	昭和59年11月 山梨電子工業㈱入社 平成9年10月 当社入社(転籍) 平成11年10月 経理部長 平成16年11月 パワーシステム事業本部事業管理室長(現在に至る) 平成19年4月 理事(現在に至る)	普通株式 6,867株

(注) 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
まつむら せいご 松村 晴吾 (昭和34年8月30日)	昭和58年4月 当社入社 平成10年10月 電子デバイス事業本部販売事業部半導体営業部第一営業課長 平成14年4月 電子デバイス事業本部販売事業部第一営業部営業課長 平成17年4月 営業本部民生電子販売事業部第三営業部営業課長 平成18年4月 監査役付(現在に至る)	普通株式 4,037株

(注) 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成19年6月28日開催の当社第83回定時株主総会において、株主の皆様の承認をいただき、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「原プラン」といいます）を導入いたしました。

その後、当社は、情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

その結果、平成22年5月7日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただけることを条件に、原プランを一部変更し、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下、「本プラン」といいます）を継続することを決議いたしました。

本プランの継続に当たっては、その重要性に鑑み、株主の皆様の意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本プランの承認をお願いするものであります。

なお、本プランにつきまして、当社社外監査役2名を含む監査役3名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、現時点において、当社株式に関する大量買付行為を行う旨の通知や提案を受けている状況にはございません。

本プランの内容につき、原プランからの主な変更点は、下記のとおりです。

1. 取締役会検討期間終了時まで、対抗措置の発動または不発動の決定に至らない場合に、延長できる検討期間を最大30日間としました。
2. 当社取締役会が対抗措置の発動が適切であると判断した場合、当社取締役会は株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の承認を求めることとしました。
3. その他、上記の見直しに関連する引用箇所の記載の修正や、株券電子化に伴う記載の修正など、所要の修正を行いました。

なお本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足しており、また経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取組みについて
(1) 当社の経営理念について

当社は、「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」を経営理念とし、「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類

と社会に貢献する」を企業ミッションに掲げております。これは、当社の主力事業でありますパワー半導体や電源回路製品において、環境性能追求を主軸とした商品開発を行い、低炭素社会の実現に貢献していくことを意味しております。

当社は、昭和24年の創立以来60年にわたり、コア技術である半導体技術・回路技術・実装技術を磨き上げ、それらを高次に融合させることにより、「パワーエレクトロニクス」の専門メーカーとして、発展を遂げてまいりました。これからも企業ミッションを追求しながら、中長期ビジョンに沿った新たな成長戦略の展開により、継続的な事業発展をめざしてまいります。

(2) 中長期ビジョンおよび中期経営計画について

当社グループは、「CREATE THE FUTURE」～次代の新電元を創造する～をスローガンに、平成22年度から平成24年度の3ヵ年を期間とする「第12次中期経営計画」を策定いたしました。中長期にめざす企業像として、“技術と品質で信頼を勝ち取り、誇りあるメーカー”を掲げ、経営方針は「営業力で事業を創り、技術力で価値を創り、品質力で信頼を創る」といたしました。

当中期経営計画におきましては、モビリティ市場や新エネルギー市場へ積極参入を果たす「環境ビジネスのコア事業化」とアジア諸国を中心に新興国市場で事業拡大をめざす「新興国ビジネスの体制構築」を成長戦略の柱に据えております。また、前中期から取り組んでまいりました構造改革を「改革の日常化」として定着させ、引続き「経営品質の底上げ」を図り、より強固な経営基盤を確立してまいります。

これらの取り組みにより、中期最終年度には、連結売上高1,000億円、連結営業利益率7%以上、連結当期純利益41億円（過去最高益）の達成をめざしてまいります。

当社グループは、成長戦略の実現と飽くなき事業効率の追求により、安定した収益性と恒常的なキャッシュ創出力を身につけていくことにより、企業価値の最大化、ひいては株主の皆様共同の利益確保・向上に繋げてまいります。

2. 本プラン継続の目的と必要性

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者から大量買付行為が為された場合、これを受け入れるかどうかの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきであると考えます。

そして、当社株主の皆様が適切なご判断を行うためには、大量買付行為が行われようとする場合に、当社株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、大量買付者に対して当社取締役会への情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役

会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考え、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決議しました。なお、当社は現時点において当社株式等の大量買付等に係る提案を受けてはおりません。

3. 大量買付ルールの内容

(a) 対象となる買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。大量買付者は、予め本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます）に従うこととします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当

該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する株券等を意味します。

(b) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）および当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜期間を定めて追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の可能性を含みます）
- ③ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）
- ④ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ⑤ 大量買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 大量買付行為後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による検討作業

大量買付者から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます）の提供が十分に為されたと当社取締役会が認めた場合、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を当社取締役会は設定します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された情報・資料等に基づき、取締役会としての意見をとりまとめるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討を行います。

大量買付者は、取締役会検討期間中、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならぬものとします。なお、大量買付者は、取締役会検討期間が終了するまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。

また、当社取締役会は本必要情報の検討ならびに大量買付者との協議および交渉に際して、必要に応じ、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得るものとします。

なお、当初の取締役会検討期間終了時まで、対抗措置の発動または不発動の決定に至らない場合には、当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為の内容の検討、当該大量買付者との協議・交渉・代替案の検討等のために合理的に必要と考える範囲内で、取締役会検討期間を最大30日間延長する旨の決議を行うことができるものとし、その場合は、その旨、延長する期間および延長理由の概要について速やかに開示するものとします。取締役会検討期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集および検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動または不発動の決定を行うよう最大限努めるものとします。

② 株主およびステークホルダーに対する情報開示

当社取締役会は、大量買付者から大量買付行為の提案が為された事実とその概要および本必要情報の概要その他の状況のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

4. 大量買付行為が為された場合の対応

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が3. (b)に定める大量買付ルールを遵守している場合には、

当社取締役会は、仮に大量買付行為に反対であったとしても、大量買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として本プランの対象となる大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大量買付行為の提案および当社が提示する当該提案に対する意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（注４）であると当社取締役会が判断した場合には、取締役会の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

注４：当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為とは

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行う行為
- ③ 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の大量買付行為で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の大量買付行為の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、最初の大量買付行為を行うことをいいます）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合

上記のとおり、例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合に、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、検討することとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙１に記載のとおりです

が、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件、取得条項及び取得条件等を設けることがあります。

(2) 株主意思確認総会の開催

上記(1)において、当社取締役会が大量買付ルールによる対抗措置の発動が適切であると判断する場合、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の期間で株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様に承認を求めるものとします。この場合には、大量買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大量買付行為を行ってはならないものとします。なお、当該株主総会において大量買付ルールによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大量買付行為に対しては大量買付ルールによる対抗措置の発動は行われません。

(3) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

(4) 対抗措置の発動を中止する場合

上記(1)、(2)、(3)において対抗措置をとることを決定した後、大量買付者が大量買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行うことができるものとします。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様から承認が得られた同日に発効するものとし、有効期間は平成25年6月開催予定の定時株主総会終結時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プ

ランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、当社の株券等に対する大量買付行為が為された際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることにより発効することとしています。また、上記4.「大量買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、当社取締役会が対抗措置の発動が適切であると判断した場合、当社取締役会は株主意思確認会を開催し、対抗措置の発動について、株主の皆様の承認を求めるものとしています。

さらに、本プランの継続後、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議が為された場合には、本プランは当該決議に従い変更

または廃止されることになります。

したがって、本プランの導入、対抗措置発動、廃止および変更には、当社株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記4.「大量買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、例外的に発動する際には株主意思確認総会を開催して株主の皆様の承認を求めるものとしているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

4. (1)にて記載したとおり、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断が必要な場合は、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性をより強く担保する仕組みとしております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様と与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが

株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、広義には、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。なお、狭義には、本プラン継続時において、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

上記4. 「大量買付行為が為された場合の対応」において述べたように、大量買付者が本プランを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記4に記載した対抗措置をとることがありますが、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、および明らかに企業価値ひいては当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議を行うことがあります。その場合、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経られなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4. (4)「対抗措置の発動を中止する場合」に記載するとおり、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止または新株予約権の無償取得を行うことがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、その価格の変動により対応の

損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 割当期日における手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。なお、株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり金 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 50% 相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社普通株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社所定の書式により、ご自身が大量買付者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を内容とする書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

Ⅰ. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」といいます）の内容は下記Ⅱ．に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済み株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。以下同じ）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、1 株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

② 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。

③ 上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除きます）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件

等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

- ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②において定義されます）に対象株式を乗じた価格とします。
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格（以下「行使価格」といいます）は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし下記(6)②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使条件

- ① (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)のいずれかに該当する者を総称して「特定買付者等」という）は、新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。
 - (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます）が20%以上となると当社取締役会が認

めた者をいいます。

- (b) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
 - (c) 「特定大量買付者」とは公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本(c)において同じ）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本(c)において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいいます。
 - (d) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
 - (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます）をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、下記(a)ないし(d)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (a) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義されます）
 - (b) 当社を支配する意図がなく上記①(a)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記①(a)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がはかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記①(a)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - (c) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思によ

り当社の株券等を新たに取得した場合を除きます)

- (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続きの履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む)の充足、または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとします)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表

明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

- ⑥ 新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

(5) 新株予約権の譲渡制限

- ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③および④の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除きます）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定します。
- (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記(b)ないし(d)に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む）が提出されているか否か
- (b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
- (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
- (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(6) 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。

- (7) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。
- (8) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(9) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成22年5月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

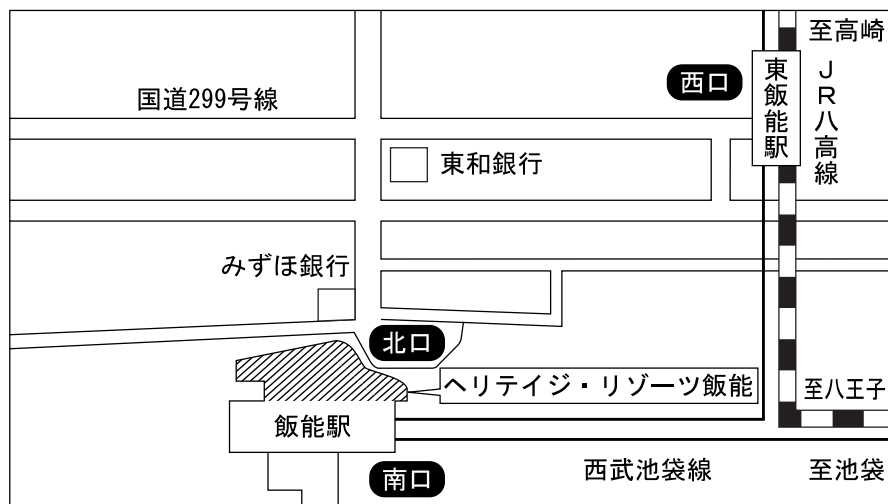
以 上

株主総会会場ご案内図

埼玉県飯能市仲町11番21号

ヘリテイジ・リゾーツ飯能 6階 ヘリテイジホール

電話 (042) - 975 - 1313



西武池袋線 飯能駅（北口）下車 徒歩 1 分

西武池袋線 東飯能駅（西口）下車 徒歩10分

J R 八高線 東飯能駅（西口）下車 徒歩10分